災害・鉱害発生時等の連絡について

資料５－１

令和6年5月
関東東北産業保安監督部東北支部

法令に基づく鉱業権者義務

鉱山保安法第41条第1項及び第2項
（施行規則第45条及び46条第1項の表中1～24）

・災害、事故
（死者、3日以上休業見込み負傷者、火災等）

・鉱害
（坑水・廃水の排水基準超過等）

・自然災害による被害
（水害、風害、雪害、震災等）

が発生した場合

→

被害の状況を速やかに
監督部に電話等により連絡

※鉱害の場合、監督部への連絡とともに国交省河川事務所等に連絡

文書による要請

令和5年4月28日付　20230417産保東第4号

・大雨「土砂災害警戒情報 」
・震度5弱以上の地震

が発生した場合

→

被害の有無を調査し
原則1時間以内に
監督部に電話等により連絡

※具体的な連絡先電話番号等については、別紙参照のこと

令和６年５月
関東東北産業保安監督部東北支部

＜災害・鉱害発生時の緊急連絡先＞

[昼間]

〔災害・鉱害発生時〕

鉱山及び関係機関 →

関東東北産業保安監督部東北支部
TEL　022-263-1111(大代表)
FAX　022-268-0590

災害発生	鉱山保安課	内線　5040～5042 直通　022-221-4962 022-221-4964
鉱害発生	鉱害防止課	内線　5050～5052 直通　022-221-4965
	審査室	内線　5060～5062 直通　022-221-4968

[夜間、休日]

〔災害発生〕

鉱山及び関係機関 →

鉱山保安課長(中澤　吉幸)
携　帯　080-5471-7211
メール　touhoku-kouzankacho アット ezweb.ne.jp

注)鉱山保安課長に連絡がつかない場合は、鉱害防止課長又は審査室長へ連絡のこと

〔鉱害発生〕

【稼行・休止鉱山】

鉱山及び関係機関 →

鉱害防止課長(生田目　仁司)
携　帯　080-5471-7212
メール　touhoku-kougaikacho アット ezweb.ne.jp

注)鉱害防止課長に連絡がつかない場合は、鉱山保安課長又は審査室長へ連絡のこと

【補助金鉱山】

鉱山及び関係機関 →

審　査　室　長(村上　健一)
携　帯　080-5471-7213
メール　touhoku-toukatsukan アット ezweb.ne.jp

注)審査室長に連絡がつかない場合は、鉱害防止課長又は鉱山保安課長へ連絡のこと

※「アット」は「@(半角アットマーク)」へ置換してお送りください。

経　済　産　業　省
関東東北産業保安監督部東北支部

２０２３０４１７産保東第４号
令 和 ５ 年 ４ 月 ２ ８ 日

東北支部管内鉱山 鉱業権者 殿
元鉱業権者 殿

関東東北産業保安監督部東北支部長

大雨・地震等における情報提供依頼について

日頃から、鉱山の保安の確保に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、平成１８年５月２９日付け「大雨・地震等における情報提供依頼について」により社会的に大きな影響を与えると判断される規模の大雨、地震等が発生したときは、鉱山施設等の被害の有無について調査し、判明次第当支部へ報告するようお願いしているところですが、今後は、下記のとおり情報提供して頂きますようお願いします。

記

１．社会的に大きな影響を与えると判断される規模の大雨・地震等が発生したときは、安全確保が可能となった後に鉱山施設等の被害の有無を調査し、判明次第、その結果を当支部へ連絡して下さい。

２．大雨は当該鉱山の所在地に「土砂災害警戒情報」が発令されたとき、地震は震度５弱以上を判断基準として下さい。

３．震度５弱以上の地震が発生した場合、当支部では、原則１時間以内の被害状況把握を目標としますので、御協力下さい。

なお、被害等が発生し操業に支障がでたときは、鉱山保安法施行規則第４６条第１項の表上欄第４号に規定する「水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき」に該当し、報告義務が生じますので申し添えます。

以上

担　当：関東東北産業保安監督部東北支部
鉱山保安課
電　話：０２２－２６３－１１１１（内線５０４１）
ＦＡＸ：０２２－２６８－０５９０